

国立大学法人熊本大学が締結する契約に関する公表の基準

(趣旨)

第1条 国立大学法人熊本大学(以下「本学」という。)が締結する契約に関する公表については、本学の諸規則に別段の定めのあるもののほか、この基準の定めるところによる。

(公表の対象とする契約)

第2条 公表の対象とする契約(以下「公表対象契約」という。)は、本学の支出の原因となる契約であって、予定価格が当該契約の種類に応じて国立大学法人熊本大学契約事務取扱規則(平成27年3月31日制定)第44条第2号から第4号まで又は第7号の金額を超えるものとする。ただし、次に掲げる契約を除く。

- (1) 本学が研究者に代わって経理等の事務を行う研究資金による契約
- (2) 本学の行為を秘密にする必要がある契約

(公表の内容)

第3条 契約責任者は、公表対象契約に関し、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 公共工事(公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。)の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
 - (2) 契約責任者の氏名及び所在地
 - (3) 契約を締結した日
 - (4) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - (5) 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨(随意契約を行った場合を除く。)
 - (6) 契約金額
 - (7) 予定価格(公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は本学の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。)
 - (8) 落札率(契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。)
 - (9) 随意契約によることとした会計規則の根拠条文及び理由(理由は、具体的かつ詳細に記載すること。また、企画競争又は公募手続きを行った場合には、その旨を記載すること。)
 - (10) 文部科学省の所管に属する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に本学の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
- (公表の時期及び方法)

第4条 前条の規定による公表は、当該契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に、本学のホームページにおいて公表する方法により行うものとする。ただし、各年度の4月

1日から4月30日までの間に締結した契約については、93日以内に公表すれば足りるものとする。

(公表期間)

第5条 公表対象契約の公表の期間は、当該契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日までの期間とする。

附 則

この基準は、平成18年7月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成20年5月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。